

(様式第 9)

誓 約 書

經常建設共同企業体を結成するにあたり、三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱及び經常建設共同企業体協定書を遵守し、特に下記事項について改めて確認し異議無きことを誓約します。

結成した後、代表者・構成員のいずれかが倒産・銀行取引停止処分・廃業・建設業許可取り消し・営業の停止等、相応の理由がある場合以外は、解散しないことを誓約します。

三重県建設工事に係わる共同企業体取扱要領 抜粋

第 4 条 4 資格認定を受けた經常建設共同企業体の各構成員は、当該建設工事共同企業体の希望業種について**単体企業として県工事の入札には参加できないものとする。**ただし、当該經常建設共同企業体が解散により資格を失ったときはこの限りではない。

第 7 条 經常建設共同企業体の全ての構成員は、次の要件を満たすものとする。
(4) 他の經常建設共同企業体(県の資格認定を受けたものに限る。)の構成員でないこと。
例えば土木一式工事で經常 JV の認定を受けている場合、他の構成員と舗装工事の經常 JV を結成することは出来ません。《第 7 条 (4) の徹底》

第 1 1 条 有効期間は翌年度の 5 月 3 1 日までとする。
3 解散した者は、有効期間において同構成員あるいは他の構成員と再度經常建設共同企業体を結成することができないものとする。
ただし、解散が構成員の廃業による場合については、この限りではない。

共同企業体の名称 _____ 經常建設共同企業体

代表者 住 所 _____
名称又は商号 _____
代 表 者 名 _____ 印

構成員 住 所 _____
名称又は商号 _____
代 表 者 名 _____ 印

構成員 (3 者
JV の
場合) 住 所 _____
名称又は商号 _____
代 表 者 名 _____ 印